

うるま市指定給水装置工事事業者 新規指定申請の案内

- ◆ うるま市給水条例の適用される区域内における、給水装置の工事は、うるま市給水条例第7条第1項により「指定」を受けたものが、施工することとなっています。
- ◆ この「指定」を受ける為の手続きは、以下のとおりです。

提出書類:《記入例及び注意書きに沿って記入し、提出して下さい。》

※提出していただいた書類に記載されている内容は、一部公開の対象となります。

	個人	法人	備 考
「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1)	○	○	表面と裏面があります(両方とも記入して下さい)
「誓約書」(様式第2)	○	○	代表者印を押してください。
「給水装置工事主任技術者選任・解任届」(様式第3)	○	○	主任技術者免状の写し又は主任技術者証の写しの添付
機械器具調書	○	○	管の切断用(金切りのこ等)、管の加工用(やすり、パイプねじ切り器等)、接合用(トーチランプ、パイプレンチ等)、水圧テストポンプの写真 (※1)
「住民票」	○	—	発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。(※2)
「定款の写し」	—	○	直近のものを提出して下さい。 ※財団法人の場合は「寄附行為」の写し
「履歴事項全部証明書」	—	○	発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。(※2)
事業所位置図・写真・その他	○	○	写真:建物全体、看板の文字が確認できる写真等。 その他:E-mailアドレス、緊急連絡先、FAX などがあれば記載してください。

※1:写真は「管の切断用」「管の加工用」「接合用」「水圧テストポンプ」それぞれ1種1枚以上。

※2:広域指定のため二カ所以上へ同時申請の場合には、原本提出先が明らかな場合にコピー可とする。

コピーし、余白部分に「原本は〇〇市へ提出」と記入して下さい。

新規認可手数料:13,000円

その他 :支店等を追加する場合は、指定事項変更の手続きとなります。(新規指定ではありませんので注意してください。)

標準処理期間:事務処理の都合上、おおよそ二週間です。また指定を受けた場合の本市ホームページへの名簿掲載は20日までに指定を受けた場合に原則として翌月1日となります。

受付:うるま市水道部 工務課 給水係

〒904-2241 沖縄県うるま市字兼箇段896番地

TEL:098-975-0306